

「労働保険料等納付証明書」又は、労働保険料を支払った際の領収書又はそれを証明する書面

労働保険料等納入証明書（証明願）

令和 年 月 日

労働保険特別会計
歳入徴収官
東京労働局長 殿

所在地 _____

事業場名称 _____

事業主氏名 _____

労働保険番号	種別	基幹番号	支店番号	登録号
13				
13				
13				

【 入札参加資格・経営事項審査・特定技能外国人関係申請
領収証書紛失・助成金申請・その他（ ） 】

のため必要がありますので、労働保険料等（納期限後のもの）に未納がない
ことについて証明願います。

都道府県労働局が発行する「労働保険料等納入証明書」
※労働局に申請してから証明書の発行まで2～3週間程度掛かるので、
必ずWeb登録前にご準備下さい。

労働保険料の領収書

領収済通知書 (労働保険 国庫金)

令和 5 年 9 月 日

労働保険番号: ●●-3-●●-123456-000

振替納付額: 100,000円

納付の目的: 令和 5 年度概算第 1 期

振替日: 令和 5 年 9 月 ●●日

納付の場所: 日本銀行(本店・支店・代理店又は法人代理店)、労働部国庫金振替局

労働保険料等に係る口座振替結果のお知らせ

令和 5 年 9 月 ●●日
●●労働局

【労働保険料等に係る口座振替結果のお知らせ】

下記の納付金額を労働保険料等として領収いたしましたので、お知らせいたします。

労働保険番号: ●●-3-●●-123456-000

振替納付額: 100,000円

納付の目的: 令和 5 年度概算第 1 期

振替日: 令和 5 年 9 月 ●●日

(参考)

口座振替納付日は、次のようになっておりますので、該当する口座振替納付日が近くなりましたら、預金残高をご確認ください。

期分	振替日
第1期分	9月●日
第2期分	11月●日
第3期分	2月●日
第4期分	3月31日

※1 第2期、第3期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。
※2 第4期については、単独有期事業のみ対象となる口座振替日です。
※3 口座振替日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

本状についてご不明な点がございましたら、本状表面に記載されている所轄の労働局にお問い合わせください。

いずれかをご提出下さい。